

国 国 広 第 3 8 号
平成27年10月22日

関係市町村長 殿

国土交通省国土政策局長

新たな国土形成計画広域地方計画の策定に係る計画提案について

日頃より、国土行政の推進につきまして格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、広域地方計画につきましては、本年8月に閣議決定された新たな国土形成計画（全国計画）を基本とする新たな計画の策定に向けて、全国8つの広域ブロックごとの広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）において検討が進められているところです。

新たな広域地方計画の策定に際しては、地域の実情に即した計画内容の充実を図っていくため、貴市町村から国土形成計画法第11条に基づく計画提案を行っていただきたいと考えております。

つきましては、下記を踏まえ、ご対応いただきますよう、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 提案の主体

国土形成計画法（以下「法」という。）第11条第1項に基づき、各広域地方計画区域内の市町村から、単独又は共同による計画提案を受け付けます。

協議会の構成員である市町村は計画提案の主体から除くこととされていますが、一市町村としての位置づけではなく市長会、町村会の代表などとしての位置づけで協議会の構成員となっている市町村の場合は、当該市町村として計画提案を行うことができます。

2. 提案に当たっての留意点

今回の広域地方計画においては、平成27年8月14日に閣議決定された国土形成計画の全国計画で示された国土の基本構想である「対流促進型国土」の実現に向けた地域の個性と連携を重視した「コンパクト＋ネットワーク」の国土づくりの各広域地方計画区域における具体的な取組を明らかにしていくこととしております。これらの取組について、関係市町村の発意に基づく計画提案をいただきたいと考えております。

計画提案の内容は、法第11条第1項に基づき、「当該市町村の区域内における法第2条第1項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な」広域地方計画に記載すべき国土の形成に関する事項となっております。

広域地方計画に記載すべき事項は、法第9条により、「広域地方計画区域における国土の形成に関する方針」、「広域地方計画区域における国土の形成に関する目標」、及び「目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策」とされているところです。

これらを踏まえ、以下の事項にご留意の上、計画提案を提出いただきますようお願いいたします。

- ① 計画提案の内容は、広域性を有すること。特に以下のような具体的な取組を提案理由に明示の上、それに関連する内容とすることが望ましい。
 - － 既存インフラ等の国土基盤を賢く使い、民間企業等と連携して、生産性の向上を図り、域外からの所得を稼得する「稼げる国土」の形成につながる取組
 - － 地域特有の資源を集積させるとともに、域外から取り込んだヒト、モノ、カネ、情報とこれらを結び付け、対流によるイノベーションを誘発する取組
 - － 都市間・地域間の連携によって、必要とされる機能に応じた複数市町村をあわせた圏域人口を確保し、活力ある経済・生活圏の形成を図る取組
 - － 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生を実現するために必要な広域的な取組
- ② 施策の効果が一の都府県内にとどまるものは、広域地方計画の内容として想定しがたいこと。また、単なる個別公共事業の実施の要望は計画提案としてなじまないこと。
- ③ 計画提案の理由は、提案内容が当該市町村の区域内における国土の形成に関する施策の効果を一層高めるために必要であることについて、明

確、具体的かつ簡潔に記載すること。

3. 提案の手続

新たな広域地方計画の策定に係る計画提案を行う場合は、別添1様式の提案書に以下の事項を記入の上、当該書類一通を、都府県（貴市町村が所在する都府県。以下同じ。）を経由して国土交通大臣に提出していただくとともに、その写し一通を当該都府県の知事に提出願います。

また、別途、当該広域地方計画の計画区域の広域地方計画推進室及び都府県の広域地方計画担当宛に電子メールにて送付願います。

- ①市町村の名称及び所在する都府県の名称
- ②提案番号
- ③提案内容（計画に記載すべき広域地方計画の文章案）
- ④協議会検討資料（中間整理又はプロジェクト検討参考資料）における関連箇所
- ⑤提案理由

提出された計画提案に対しては、関係する協議会に意見を聞いた上で、広域地方計画の計画原案への反映結果又は反映しないこととした理由について、通知することとします。

4. 計画提案の提出期間

提出期間は、平成27年10月22日（木）～11月18日（水）でお願いいたします。

5. 計画提案の検討に当たっての参考資料

新たな広域地方計画の策定について、協議会における検討、学識経験者からの意見聴取等を踏まえ、本年10月時点での検討内容を、中間整理及びプロジェクト検討参考資料（プロジェクト骨子及び説明資料）として整理しています。計画提案の検討に当たっては、これを参考としていただくようお願いいたします。

中間整理は、広域ブロックの特性や課題整理、広域ブロックにおける国土の形成に関する方針、目標等に関し、協議会等における検討状況を整理したものです。プロジェクト検討参考資料は、広域プロジェクト（計画の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策）に関する検討状況の概要を、骨子及び説明図表として整理したものです。なお、広域プロジェクトについては、今後、プロジェクト検討参

考資料を基礎としてさらなる検討を加えた上で、計画案に記載をすることとなります。

国土交通大臣の決定に先立ち、協議会において協議される計画案については、中間整理に必要な追加・修正を行うことにより作成されますので、この点も踏まえて、中間整理を参考の上、計画に記載すべき広域地方計画の文章案をご提案ください。

本参考資料は、各広域地方計画推進室HPにてご覧いただけます。

また、ご不明な点等につきましては、該当する広域地方計画推進室にお問い合わせ願います（別添2参照）。